



利益相反
約款・規定

法的目的および同目的で解釈する場合、公式文書は英語文書となります。翻訳は便宜上提供されるものであり、法的目的のため、または一般的にいかなる法的な理由においても、有効な文書として使用することはできません。

QUALITY FX LTD(以下「当社」)は、マーシャル諸島において法人番号 118067 で登記され、Trust Company Complex, Ajeltake Road, Ajeltake Island, MH96960 Majuro, マーシャル諸島に登記住所を有します。当社は、顧客に対し公正かつ最高レベルの誠実さでサービスを提供し、顧客の利益を保護することを目的とした利益相反ポリシーを採用しています。

利益相反とは、当社またはその代表者が顧客に対して提供する金融サービスにおいて、顧客の利益を損なう可能性のある実際または潜在的な利害関係を有する状況を指します。これには、金銭的利害関係、所有権、第三者との関係、製品サプライヤー、別のプロバイダー、製品サプライヤーやプロバイダーの関係者、流通チャネル、およびこれらの者との合意または取決めにより金銭的利害を提供する者が含まれますが、これに限定されません。

- i. 金銭的利害関係*
- ii. 所有権
- iii. 第三者との関係
- iv. 製品サプライヤー
- v. 別のプロバイダー
- vi. 製品サプライヤーやプロバイダーの関係者
- vii. 流通チャネル
- viii. 上記(i)から(iv)に掲げる者との合意または取決めにより、プロバイダまたはその代理人に金銭的利害を提供する者

当社の利益相反ポリシーは、その方法を定めています。

- 当社は、顧客の利益に重大なリスクや損害を伴う可能性のある利益相反の状況を特定し、これらの紛争を管理するための適切なメカニズムとシステムを確立しています。
- 当社は、特定された利益相反による顧客の利益毀損を防止するための体制を整備しています。

1.ポリシーの範囲

利益相反ポリシーは、当社の顧客が公正かつ最高レベルの誠実さで扱われ、顧客の利益が常に保護されることを保証することを目的としています。このポリシーは、以下の間で発生する可能性のある利益相反を特定し、防止することを目指しています。

- 当社とクライアント
- 関係者とクライアント
- 当社の2社以上の顧客に対するサービス提供の過程
- 当社のサービスプロバイダーとクライアント

さらに、利益相反がクライアントの利益に悪影響を及ぼすことを防止することも目的としています。本ポリシーは、すべての取締役、従業員、または当社と直接的または間接的に関係のある人物(以下「関係者」)に適用されます。

2.利益相反の特定(紛争の種類)

当社は、投資・付随サービスの提供過程で生じる利益相反を特定し、顧客の利益を損なう可能性がある状況を識別します。これには以下の状況が含まれますが、これに限定されません。

- a. 当社または関係者が顧客の犠牲の上に金銭的利益を得る、または金銭的損失を回避する可能性がある場合。
- b. 当社または関係者がクライアントに提供されたサービスの結果に異なる利害を有する場合。
- c. 当社または関係者がクライアントと同じ事業を営む場合。
- d. 当社または関係者が顧客以外の者から、顧客に提供したサービスに関連して、標準的な手数料以外の金銭、物品、サービスを受領する場合。
- e. 当社または関係者が顧客の利益よりも他の顧客または顧客グループの利益を優先するインセンティブを持っている場合。

3.利益相反の管理

当社は、利益相反を回避するために以下の手続きを定めています。これらの手続きは常に監視され、必要に応じて是正措置が講じられます。

- a) 一般的に、必要な独立性を確保するために、このような紛争を管理するために従うべき手続きおよび採用すべき措置には、以下のようなものがあります。
- ✓ 関係者間の情報交換を防止または管理するための効果的な手続きを採用します。これは、情報の交換が顧客の利益を害する可能性がある場合に限りです。
 - ✓ 会社に代わって活動を行う関係者、利害が対立する可能性のある顧客、または相反する可能性のある異なる利益を代表する関係者を個別に監督します。
 - ✓ ある活動に従事する関係者の報酬と、別の活動に従事する別の関係者の報酬またはその関係者が生み出す収益との間に直接的な関連性がないようにします。
 - ✓ 関係者が投資または付随サービスもしくは活動を実施する方法に対して不適切な影響力を行使することを防止または制限するための措置を講じます。
 - ✓ 利害対立の適切な管理を損なう可能性がある場合に、関係者が個別の投資または付随的なサービスまたは活動に同時または連続して関与することを防止または制御するための措置を取ります。
- b) 具体的には、すでに確立されている手順の一部は次のとおりです。
- ✓ 当社の従業員は、管轄当局のすべての規則、規制、指令、および会社の倫理規範を遵守することが義務付けられています。
 - ✓ 利益相反を引き起こす可能性のある職務は、同じ個人が引き受けないように分離されます。
 - ✓ 特定の特典の勧誘、提供、または受領は、ギフトおよび勧誘ログに登録されます。
 - ✓ 従業員は、QF Markets のプラットフォーム上での取引を行う際、経営陣の事前承認を得ること、およびその口座が従業員口座であることを明示することが必要です。
 - ✓ 提案された取引に関連する利益相反の可能性は、上司に報告されなければなりません。
 - ✓ 従業員は、提案された取引に関して、自分自身または関係者が、その判断に影響を及ぼす可能性のある特別な関係を有している場合は、上司に報告する必要があります。
 - ✓ 従業員は、手数料率、匿名性を維持する能力、市場への影響を最小限に抑えることを考慮しなければなりません。

- ✓ 重要な非公開情報に基づいて取引することは禁止されており、従業員が重要な非公開情報を保有している場合は、上司またはコンプライアンス・オフィサーに報告し、金融商品は制限リストまたは監視リストに掲載される必要があります。
- ✓ コンプライアンス責任者は、クライアントの利益の優先順位を確保する責任を負い、従業員は毎年、本方針に関する研修を受け、その内容に従うことに同意したことを書面で確認します。
- ✓ コンプライアンス責任者は、コンプライアンス違反を文書化し、迅速に対処し、必要に応じて経営陣から独立して適切な懲戒処分を行います。コンプライアンス責任者が自分で違反を解決できない場合は、必要に応じて上級管理職、取締役会、または社外の弁護士に順次支援を求める必要があります。
- ✓ 部署の物理的な分離、社内での情報交換を制限するチャイニーズウォール、電子データへのアクセスを管理する手順、重要な情報は、責任を遂行するためにその情報を知る必要がある者のみに限定される、企業活動の監督における「四つの目の原則」の確立などが行われます。

4.利益相反の開示

当社は、クライアントまたはクライアントグループとのビジネス関係において、実施されている取り決めや措置が利益相反を適切に回避または管理できないと判断された場合、クライアントに対してその事実を開示します。

利害の対立が実際に存在する、または潜在的に存在する場合、当社はその事実を書面で通知し、クライアントが十分な情報を得た上で意思決定を行えるようにします。

5.利益相反の記録

QUALITY FX LTD は、当社の活動によって利益相反が発生する可能性がある、または発生した状況を記録し、維持します。これにより、適切な管理と透明性を保証します。

6. スタッフの理解

利益相反の特定と管理の重要性を強調するため、全従業員にこの方針を周知しています。利益相反ポリシーに関する包括的な研修は、全従業員および代表者に対して年 1 回以上実施されます。

7. 辞退行為

QUALITY FX LTD は、利益相反を他の方法で管理できないと判断した場合、クライアントの代理を辞退することがあります。

また、当社またはその代表者は、金融サービス提供者が決定した場合に限り、第三者からの、または第三者への金融利益の受領または提供を行います。

当社は、クライアントに提供されるサービスの質を損なうことなく、特定の製品サプライヤーや製品を優先することに対して、代表者に金銭的利益を提供することはありません。

8. 修正後の受理された金銭的利益

金融サービスプロバイダーまたはその代理人は、以下の条件下でのみ、第三者からまたは第三者に対して金銭的利益を受け取ったり提供したりすることが許可されます。

- a. 第三者へのサービス提供に関連する手数料や報酬は、提供されるサービスに対して合理的かつ適切であること。
- b. 重要でない金銭的利益関係。
- c. 提供される金銭的利益に対して、公正価値またはその価値に見合う報酬が、その提供者または代理人によって支払われる場合。

9.ポリシーの変更および追加情報

当社の方針は、定期的に見直され、少なくとも年 1 回更新されます。また、当社は、適切と判断した場合には、お客様に通知することなく、当社の方針および取り決めを見直し、修正する権利を留保します。

本方針は、2023 年 1 月 23 日に QUALITY FX LTD の取締役会によって承認されました。

利益相反に関する詳細情報やご質問については、当社コンプライアンス部門 (compliance@qfmarkets.com) までお問い合わせください。

10.QUALITY FX LTD が所有権を保有する第三者の名称

QUALITY FX LTD は、いかなる第三者企業の所有権も保有していません。

注記

*「金銭的利害」: 現金、現金等価物、バウチャー、贈答品、サービス、便益、利益、割引、国内外の旅行、接待、宿泊、後援、その他の奨励金、または有価物以外の対価が含まれます。

- ❖ 所有権
- ❖ 商品および関連する法的事項に関する研修、一般的な金融および業界情報、金融サービス提供に必要な第三者の専門技術システムは、選ばれたプロバイダーや代理人のグループに限定されず提供されます。ただし、研修に伴う旅費や宿泊費は除外されます。

**「重要でない金銭的利害」: 金銭的価値が確定可能で、同一暦年内に同一第三者から受領した合計が 100 米ドルを超えない金銭的利害を指します。

- ❖ 個人事業主であるプロバイダー:
- ❖ その代理人が直接利益を得るための代理人

- ❖ 自己またはその代理人の一部または全員の利益のために、その代理人に支払われる重要でない金銭的利益を集計するプロバイダー